

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償規程

制定 令和3年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職務に従事する役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の者をいう。

- (1)会長(理事長)
- (2)理事
- (3)監事
- (4)評議員
- (5)委員会委員
- (6)その他会長が特に認めた者

(会長の報酬)

第3条 会長には、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定する報酬等の額、並びに支給方法については、別に定める「会長の報酬に関する規程」による。

(報酬及び支給方法)

第4条 本会の役員等に対して、別表第1により報酬を支給する。ただし、関係行政職員には支給しない。

2 報酬は、職務に従事した日数に応じて、随時支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 本会の役員等に対する費用弁償は、「就業規則」第25条第5項の適用を受ける職員の旅費の支給の例による。

(その他)

第6条 この規程に定めなき事項は、会長がこれを決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)  
報酬

職 名	区 分	金 額
理事	日額	3,000 円
監事	日額	3,000 円
評議員	日額	3,000 円
委員会委員	日額	2,000 円
備考 理事会、評議員会、監査、部会、委員会及び、会長の名を受けて会議等に出席した役員等(ただし、会長は除く。)に支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、1のみの日額を支給する。		